



令和3年2月24日（水）第3号

【目次】

(農林水産省、全国地産地消推進協議会主催)

3 文化庁 令和2年度第三次補正予算事業「子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業」の募集開始

4 和食会議「3月3日上巳の節供 我が家の和食 写真投稿キャンペーン」のご案内

5 和食会議 静岡県庁主催「静岡県食文化シンポジウム」の開催

1 全国各地の創意工夫のある地産地消等優良活動を表彰

(農林水産省、全国地産地消推進協議会主催)

農林水産省は、地産地消や国産農林水産物・食品の消費拡大に資する、地域の創意工夫ある優れた取組や活動を表彰する「令和２年度地産地消等優良活動表彰」の受賞者を決定し、表彰式は２月１２日（金曜日）に「神田明神ホール」（東京都千代田区）においてリポート形式により開催いたしました。

令和2年度は、3部門88件の応募の中から8件の取組・活動が受賞し、東北地域からは、**重茂（おもえ）漁業協同組合（岩手県宮古市）が全国地産地消推進協議会会長賞を受賞しました。**

詳しくはこちらをご覧ください。↓

令和 2 年度地産地消等優良活動表彰の受賞者の発表について

2 農林水産省「第4次食育推進基本計画」(案)についての意見・情報の募集について(パブリックコメント募集中)

=====

5年に一度見直しされる「食育推進基本計画」ですが、これまで4回にわたって開催された食育推進評価専門委員会を踏まえ、その案について、意見・情報を募集中です。

期限は令和3年2月26日（金）23時59分です。

食文化の保護・継承に係る記載は、「第3 食育の総合的な促進に関する事項」の「6. 食文化の継承のための活動への支援等」（31頁）等にありますので、ご覧下さい。

・パブリックコメント募集中

⇒ 「第4次食育推進基本計画」（案）についての意見・情報の募集

・食育推進評価専門委員会（令和2年度第1～4回）

⇒ <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kaigi/suisin.html>

=====

3 文化庁 令和2年度第三次補正予算事業「子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業」の募集開始

=====

1. 目的

次代を担う子供たちに対して、伝統文化、生活文化及び国民娯楽（以下「伝統文化等」という。）の関係団体等が一体となって、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、食文化、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得できる機会を設けることにより、新型コロナウイルスの感染拡大によって、伝統文化等の体験機会が失われた子供たちの体験・修得の機会を早急に回復することを目的としています。

2. 応募者（事業者）の要件

以下の（1）（2）のいずれかの事業者とします。

（1）伝統文化等の振興等を目的とする団体であり、かつ、次のいずれかに該当する団体

① 関係団体や地方公共団体等で構成され、委託事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たす実行委員会定款に類する規約を有すること。

団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。

自ら経理し、監査する会計組織を有すること。

活動の本拠となる事務所等を有すること。

※なお、実行委員会等が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導するようお願いします。

② 一般社団法人、一般財団法人

③ 公益社団法人、公益財団法人

④ 特定非営利活動法人

(2) 地方公共団体

3. 対象となる事業の内容

(1) 対象となる事業

我が国又は地域の伝統文化等を親子等で体験するとともに、当該伝統文化等の歴史や内容等についても理解することができ、以下の A・B のどちらかを含む取組を対象とします。

A. 体験型イベント事業

子供たちが地域の伝統文化や生活文化等を体験・修得できる機会を設ける取組

B. 教室連携事業（※実行委員会に限る）

「教室実施型の伝統文化親子教室」として展開する教室等を一括で運営する取組

なお、A・B とも、新型コロナウイルス感染症（COVID19）拡大防止対策として実施する動画配信等の様々な媒体を利用した取組も対象となります。（ソーシャルディスタンスを確保するための工夫、HP 等に掲載するコンテンツ作成・ウェブを活用したオンライン配信等）

(2) 次のいずれかについても配慮した取組であることが望ましいです。

伝統文化親子教室事業（教室実施型）の実施教室数が少ない地域で実施すること

地域の特色ある生活文化及び国民娯楽を活かすこと

地域の伝統文化等の指導者、または地方公共団体等と有機的に連携すること

新型コロナウイルス感染症（COVID19）拡大防止対策に配慮すること

教員が伝統文化等について子供たちに効果的に伝えていくために必要な基本的知識の習得や体験をする機会を設けること実施する取組が地域または伝統文化等の課題解決に資するような内容とすること

4. 募集期間

事業の実施は、以下の期間内で計画してください。

令和 3 年 5 月以降～令和 4 年 2 月 28 日

5. 企画提案書の提出期限及び提出方法

令和 3 年 3 月 15 日（月） 17:00 必着

提出書類は、文化庁の提出先まで E-mail にて提出してください。

（郵送での提出は不要）

詳細はこちらから ⇒ [子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業について](#)

=====

4 文化庁 令和 3 年度伝統文化親子教室事業（統括実施型）の募集

=====

令和 3 年 2 月 19 日（金）～ 3 月 14 日（日）の間、和食会議の「五節供に和食を」推進委員会は「3 月 3 日上巳の節供 我が家の和食 写真投稿キャンペーン」を実施いたします。詳しくは以下のキャンペーンサイト、プレスリリースをご覧ください。

和食会議は平成 30 年度より「五節供に和食を」の取組を開始し、講演会の開催やホームページでの発信を行ってまいりました。

その一環として、令和元年 5 月 5 日端午の節供には、第 1 回写真投稿キャンペーンを実施しました。

今回、第 2 回として、“今だからこそ、家族や友人の無病息災を願う「節供」を感じる”
「3 月 3 日上巳の節供 我が家の和食 写真投稿キャンペーン」を開催いたします。

春を感じる和食を楽しみ、写真投稿キャンペーンにご参加ください。

キャンペーンサイト <https://www.washoku-campaign.com/>

プレスリリース：[20210216.写真投稿キャンペーン](#)

=====

5 和食会議 静岡県庁主催「静岡県食文化シンポジウム」の開催

=====

静岡県庁主催で、令和 3 年 2 月 23 日（火）に「静岡食文化シンポジウム」を開催。

静岡県内有名ホテル・旅館の料理人が考案した県産食材を使った「おうちで食べたいレシピ」の紹介や、料理人が思う静岡県の食の魅力を語るシンポジウムを Youtube にて、オンライン配信。

また、特設サイトでは、事前にレシピ動画の公開。どなたでも視聴可能。

⇒ <https://shizuoka-shokubunka.jp/>

〜〜

○ 東北地域の和食文化メールマガジンへの御意見・御要望をお待ちしております。

お問い合わせ先：東北地域の和食文化ネットワーク事務局

東北農政局経営・事業支援部地域食品・連携課

T E L : 022-221-6403（ダイヤルイン）

F A X : 022-722-7378

メールアドレス：keisyonw-tohoku@maff.go.jp

〜〜

〜〜

★ <農林水産省の Web サイト（和食文化ネットワーク）>

<https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/network/main.html>

〜〜

★ 東北農政局や農林水産省では、このほかにもメールマガジンを発行しております。配信
を御希望される方は、御登録をお願いします。

⇒ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

〜〜